|  |
| --- |
| 令和６年度　児童生徒の正しい身だしなみ　東原庠舎東部校 |
| 項目 | 前期課程 |
| 通学服 | 〇私服　活動しやすく，自分で着脱できる服※派手でないもの※体に合った服で，袖が長すぎたり，ルーズすぎたりしないもの〇下着を着用する　○ハンカチ・ティッシュを持参、爪を短くする〇学校指定の名札を登校後に正しく着用する（下校時に学校に置いて帰る） |
| かばん | 〇ランドセル※ランドセル横のホルダーには防犯ブザーなど安全上必要なものをつける |
| 通学靴 | 〇活動に適した靴 |
| 上履き | 〇市販の上靴 |
| 靴下 | 〇着用する |
| 体操服 | 〇半袖，短パン〇冬季は学校指定のジャージ（後期課程で使用できるもの），または市販のジャケット〇トレーナーは着用してよい〇インナーは袖から出ないもの |
| 体育館シューズ | 〇体育館用上靴（後ろの帯を赤色でぬる）〇学校指定の体育館シューズ（後期課程で使用できるもの） |
| 防寒着 | 〇体育時はタイツを着用しない〇原則として，登下校時に着用〇教室内では着用しない〇手袋，マフラー，ネックウォーマーは派手でないもの（ただし，教室内では着用しない） |
| 頭髪 | 〇髪型は清潔で活動しやすいものとし，健康上・安全上の配慮から特異な髪型にしない※特別な事情がある場合は学校長の許可を得ること〇前髪は，目にかからない〇長い後髪は，肩にかかる場合は結ぶ（派手なヘアピンやリボンはしない）〇髪染め，脱色，まゆの加工，パーマ等はしない〇整髪料，オイル等は使用しない※頭髪については，中学年以上の児童は原則として後期課程に合わせること |
| 自転車 | 〇自転車用のヘルメットを着用する |

|  |
| --- |
| 令和６年度　児童生徒の正しい身だしなみ　東原庠舎東部校 |
| 項目 | 後期課程 |
| 通学服 | 〇指定の標準服を着用する〇スラックスの場合，ベルトを着用する〇学校指定の名札を着用する　※登校後に着用し，下校時は置いて帰る |
| 【学ラン，セーラー】（冬服）〇学ランは，下に指定の長袖シャツを着用する〇セーラーは，下に合服のブラウスまたは襟から出ないものを着用する〇セーターは着用してよい（白，黒，紺）（合服）〇指定の長袖シャツを着用する〇シャツは袖をまくりあげない〇ブラウスの時はベストを着用する（夏服）〇指定の半袖シャツまたはセーラー服を着用する | 【ブレザー】（冬服）〇下に指定の長袖シャツを着用する〇ネクタイをつける〇セーター，ベストは着用してよい（白，黒，紺）（合服）〇指定の長袖シャツを着用する〇ネクタイをつける〇シャツは袖をまくりあげない（夏服）〇指定の半袖シャツを着用する〇ネクタイはつけない |
| かばん | 〇指定のスリーウェイバッグ，セカンドバッグ〇部活動および社会体育に必要なバッグは部活動指定のものとし，決められた場所に保管する |
| 通学靴 | 〇指定の白色の運動靴（中敷き，靴紐も白）　※ハイカット，デッキシューズ等は不可 |
| 上履き | 〇指定のスリッパ |
| 靴下 | 〇白の無地ソックス（くるぶしが隠れる長さ） |
| 体操服 | 〇夏季は半袖，短パン（インナーを着用する場合は袖から出ないもの）〇冬季は指定のジャージ |
| 体育館シューズ | 〇指定の体育館シューズ |
| 防寒着 | 〇防寒着は学校指定か部活動，社会体育活動指定のものを着用する〇防寒着の上着は，登校時は教室まで下校時は教室から着用をしてよい〇手袋，マフラー，ネックウォーマー（黒白紺グレーなど派手でないもの，裏地も同様）は着用してよいが，校舎内では着用しない〇タイツ（黒，ベージュ）は着用してよいが，体育時は，衛生面を考えて着用しない |
| 頭髪 | 〇髪型は，良識のあるもの（清潔で活動しやすいもの）とし，健康上・安全上の配慮から特異な髪型にしない　※特別な事情がある場合は学校長の許可を得ること　〇前髪は目にかからない，後髪は肩にかかるようであれば結ぶ〇１つ結びか２つ結びで，耳の下の位置で結ぶ（横髪が垂れないように結ぶ）〇横髪が垂れてくる場合のみヘアピンの使用を認める〇髪染め，脱色，眉の加工，パーマ等はしない〇整髪料やオイル等は使用しない |
| 自転車 | 〇自転車用のヘルメットを着用する |